

豊橋市ビジネスプラン創出支援補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、豊橋市補助金等交付規則（平成7年豊橋市規則第8号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、豊橋市ビジネスプラン創出支援補助金（以下「補助金」という。）の交付について必要な事項を定めるものとする。

(目的)

第2条 この補助金は、市内の中小事業者等が新規事業を開発するために要する経費に対し、予算の範囲内において補助することにより、新規事業の創出を支援し、もって、市内の中小事業者等の経営基盤の強化に資することを目的とする。

(定義)

第3条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 中小事業者等 中小企業基本法（昭和38年法律第154号）第2条第1項に規定する者又は法人税法（昭和40年法律第34号）第2条第7項に規定する団体をいう。
- (2) アクセラレーションプログラム 専門家との定期的な面談を通して取り組むべき社会課題の設定、当該課題を解決する戦略及び事業の構築方法を学ぶことにより、新規事業を成長させるための支援を行うプログラムをいう。

(補助対象者)

第4条 この補助金は、次の各号のいずれにも該当する中小事業者等であって、アクセラレーションプログラムに参加した者に対して交付する。ただし、市長が適当でないとするものについてはこの限りでない。

- (1) 市内に本店（個人にあつては住所及び主たる事業所、団体にあつては主たる事務所）を有すること。
 - (2) 本市に納付すべき市税を滞納していないこと。
- 2 前項の規定にかかわらず、次に掲げる団体は、この補助金の交付の対象としない。
- (1) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）が役員となっている団体
 - (2) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2号に規定する暴力団又は暴力団員と密接な関係を有する団体

(補助対象経費)

第5条 この補助金の対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）は、アクセラレーションプログラムへの参加に係る経費とする。

- 2 補助対象経費には、消費税及び地方消費税の仕入控除税額に相当する額を含まないものと

する。

(補助金の額)

第6条 補助金の額は、予算の範囲内において、補助対象経費の2分の1の額（国、地方公共団体その他公共的団体から別に助成措置を受けた場合は、当該補助対象経費から当該助成措置の額を控除した額の2分の1の額）とする。ただし、アクセラレーションプログラムの参加者1人につき、15万円を限度とする。

2 前項の補助金の額に1,000円未満の端数があるときは、これを切り捨てる。

(交付の申請)

第7条 補助金の交付を受けようとする者は、豊橋市ビジネスプラン創出支援補助金交付申請書兼実績報告書（様式第1）に次に掲げる書類を添えて、アクセラレーションプログラムを完了した日から1年以内に、市長に提出しなければならない。

(1) 企業概要書（様式第2）

(2) 経費の支払等を証明する書類の写し

(3) アクセラレーションプログラムの概要が分かるもの

(4) アクセラレーションプログラムの修了を証明する書類

(5) 新規事業の内容が分かる書類

(6) その他市長が必要と認める書類

(交付の決定及び額の確定)

2 前項における補助金の申請は、一の申請者につき1年度あたり1回限りかつ1アクセラレーションプログラム分とする。

第8条 規則第5条第2項の規定による交付決定通知及び規則第11条の規定による交付額確定通知は、豊橋市ビジネスプラン創出支援補助金交付決定・確定通知書（様式第3）によるものとする。

(委任)

第9条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、別に定める。

附 則

この要綱は、令和3年4月1日から施行し、同日以後にアクセラレーションプログラムを修了した者について適用する。

様式第 1 (第 7 条関係)

豊橋市ビジネスプラン創出支援補助金交付申請書兼実績報告書

年 月 日

豊橋市長 様

住所又は所在地

申請人 氏名又は団体名

及び代表者氏名

豊橋市補助金等交付規則第 4 条第 1 項及び豊橋市ビジネスプラン創出支援補助金交付要綱第 7 条の規定により、次のとおり申請します。また実施した事業を次のとおり報告します。なお、補助金の交付に当たり税務資料を閲覧することは、差し支えありません。

補助年度	令和 年度	補 助 事 業 の 名 称	ビジネスプラン創出支援事業
補助事業の目的及び内容		新規事業創出のため	
交 付 申 請 額		円	
補助事業の完了年月日		年 月 日	
国 等 か ら の 助 成 金		有 ・ 無	
新規事業の名称と概要			
消 費 税 納 税 状 況		免税事業者・簡易課税制度適用者・一般事業者(本則課税)	

補助金の額及びその算出基礎					
1人あたりの 補助対象経費	補助率	1人あたりの 限度額	1人あたりの 補助額	人数	補助金交付申請額 (1,000円未満切捨て)
円	1 / 2	150,000 円	円	人	円

企業概要書

会社名			
所在地	〒□□□-□□□□		
資本金又は 出資金の額	千円	従業者数	人
電話番号		業種	
主たる事業内容 又は商品等			

添付書類

- (1) 会社概要、パンフレット

豊橋市ビジネスプラン創出支援補助金交付決定・確定通知書

豊橋市指令（^{文書}記号）第 号

住所又は所在地
申請人 氏名又は団体名
及び代表者氏名 様

年 月 日付けで申請のあった補助金の交付については、次のとおり決定し、補助金額を確定したので、豊橋市補助金等交付規則第5条第2項及び第11条の規定により通知します。

年 月 日

豊橋市長

㊟

補助年度	令和 年度	補助金の名称	豊橋市ビジネスプラン創出支援補助金
補助事業の名称	豊橋市ビジネスプラン創出支援事業		
補助事業に要した経費	円（補助対象）		
補助率	補助対象経費の2分の1の額		
補助金の交付確定額	円		
交付予定時期			